

經濟論叢 每月一頁發行
 第四十七卷第三號 昭和十三年八月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷七十四第

行發日一月八年三十和昭

論叢

貨幣は被覆なりや……………

文學博士 高田保馬

日本國民經濟の根本性格……………

經濟學博士 石川興二

統計機關論……………

經濟學博士 蜷川虎三

時論

連繫貿易制(Link-system)に就て……………

經濟學博士 谷口吉彦

研究

經濟理論經濟學と日本國民主義理論經濟學との間の距離……………

經濟學士 柴田敬

支那經濟に於ける銀の地位……………

經濟學士 徳永清行

ワルラスに於ける動學化の問題……………

經濟學士 青山秀夫

近世絞油業の生産機構……………

經濟學士 住谷勇二

說苑

資本及び資本形成理論の二元性……………

經濟學士 中谷實

ドマンデヨン、村落と田舎共同體……………

經濟學士 宮本又次

附錄

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

近世絞油業の生産機構

住 谷 勇 二

は し が き

前稿「近世絞油業の發達」に於て、その發祥を大阪に持つ近世の絞油業が攝津・河内・和泉三國に發展し、次第にその生産地を擴大して關西一圓に發達した事實を述べたが、生産機構に就いては別に稿を改めるとなして殆ど觸れなかつた。本稿は専らその生産機構に就いて紹介せんとするものである。

一 絞油の勞働行程

近世の絞油業は「立木」¹⁾(立柱又は鳥居)と稱する壓搾道具を用ひたのであるが、それは攝津遠里小野村の若野氏によつて始められた「檣押木」²⁾の發達したもので、「製油濫觴卷圖」³⁾に掲載された「攝州遠里小野菜子油搾具圖」と大藏永常の「製油錄」に載せられた絞油道具の圖とを比較しても、その原理に於て殆ど變る所なく、共に楔を撃つて油を絞るものである事が知られる。之に對して中世山崎で用ひられた「長木」と稱せられるものは轆轤によつて油を絞つたのであつた。⁴⁾中世から近世への絞油業の發達は「長木」から「檣押木」更に「立木」へと云ふ勞働要具の發達として見られ、又それに伴つて原料も荏胡麻・胡麻から茶種・綿實へと推移してゐるのである。⁵⁾兎も角も近世に於て支配的であつた絞油具は「立木」であつて、明曆頃から「長木」を用ふるものがなくなつた

- 1) 大藏永常、製油錄
- 2) 搾油濫觴(日本財政經濟史料、第三卷)
- 3) 寫本、大阪市役所所藏
- 4) 前掲寫本
- 5) 拙稿、近世絞油業の發達(本誌、第四十六卷四號126頁)

と云はれてゐる。⁶⁾

此の「立木」による絞油の勞働行程を大藏永常の「製油録」によつて次ぎに簡単に紹介しよう。

菜種干し||絞場に添つた少々傾斜のある二三畝歩の土地に菜種を干す。天氣よければ一日さもなければ二三日。

炒り方||干した菜種をむらなく焦げぬ様に炒る。

碓ふみ||炒つた菜種を碓にて粉末とする。その粉末を廿八の篩(一寸に廿八筋の糸ある篩)にてふるひ、残れば何度も碓にて

ふむ。所謂水車絞りとは此の行程に於て水車を利用したもので、攝津菟原郡水車新田を始め攝河泉在方に多数存在

てゐた。し大阪市中のものはすべて人力である。

蒸し方||粉を蒸籠にて蒸す。

絞り方||蒸したる粉を袋にて包み之を「坪」或は臼とも云ふ)の中に入れ、金輪を重ね立機をはめその上に正當石を置き古き

袋の切を重ね、立木に棹を通し矢(一種の楔)をはめ、兩方より矢を槌にて撃つ。油は坪の穴から「とりべ桶」に垂れる。

以上が大體の工程で、概括すれば碓ふみ迄の準備工程とそれ以後の絞油工程とに分ける事が出来る。一度絞つた

糟は再び碓にて碎き篩にかけ、炒鍋にて水氣をとり、冷して後蒸し再び絞る。之を「二番」又は「中」と稱し、更に三度

行ふを「三番」又は「揚げ」と稱する。以上は菜種の場合を述べたが、綿實の場合は碓ふみの工程に於て石臼(ひき臼)

が用ひられるが他は同様である。尙製油録に掲げられた幾多の繪圖は以上の工程を容易に理解せしめるであらう。

絞油に従事した勞働者は、大阪の例によれば、立木一挺菜種一石二斗に對して、搾り人一人、明き人一人、踏

かた二人、せがひ一人、合せて五人であつて、立木二挺の時は九人にて種子二石四斗絞つた。「搾り人」が絞油作

業の中心となるのは云ふ迄もない。「明き人」は「搾り人」の助槌となり尙その他の諸事をとりまはす。即ち「搾

り人」と「明き人」とが踏んだ茶種を蒸して坪に入れ、立木の兩方より矢を槌で打つて油を絞るのである。「踏かた」とは云ふ迄もなく炒つた茶種を碓にて踏むものである。「せがひ」は茶種の炒り方や碓の頭で茶種を混ぜる等の仕事をなす。茶種干しは別の労働者が従事したか如何かは明かでないが水車新田では區別されてゐた様である。尤も「踏かた」と「せがひ」とは大した差別は無かつたであらうが、準備工程に従ふものと絞油工程に従ふものとは早くから分かれてゐたと見え、寶曆八年水車新田の記録でも兩者の賃銀を「油絞人足賃」と「ふせかへ人足賃」とに分つており、又別に「油袋師人足賃」「茶種十人足賃」も記されてゐる。⁷⁾

(註)、水油拾樽(一樽四斗入)生産費

『茶種十七石四斗 銀壹貫五百貳拾壹匁一分八厘

油絞人足賃 貳拾三匁六分六厘餘

ふせかへ人足賃 九匁五分七厘

右人足飯料 三拾壹匁六分六厘餘

茶種濱より水車新田へ揚げ賃 十六匁

油并油粕濱出し賃 五匁二分二厘

油絞袋造り代 拾壹匁八分三厘餘

製油録に依れば水車新田では茶種三石六斗(綿貫ならば三百貫目)を搾り人一人・添槌一人・親司一人・下働き二人合せて五人で絞つたといふ。⁸⁾ 尙前掲註によつても此等の外に油袋師・茶種干人足が存した様である。

二 絞油經營の諸形態

薪代 貳拾六匁八分

油袋師茶種干人足賃 三拾八匁壹分

その外諸道具仕入諸入用

茶種買口錢問屋中買共 拾七匁四分

舟ちん小廻し 七匁八分三厘

茶種水揚藏入賃 四匁

×壹貫七百拾三匁貳分

7) 大和五右衛門、江戸御表江御召以來日記(神戸市水車新田、大和幸策氏所藏)

8) 製油録、卷上

(イ) 賃仕事・手工業 以上述べた如き分業が、近世絞油業の總べての場合に見られるかと云ふとさうではない。例として挙げた大阪や水車新田は、都市の尨大な市場に應じて商品として油を盛に生産した最も發達せるものであるが、尙絞油技術は極めて單純であり、小規模の經營も存在したのである。例へば關東では菜種八斗を職人頭(「とやがしら」とも云ふ)一人・下働一人合せて二人で絞つたと云はれてゐる¹⁾。又天保十四年の永井肥前守領分美濃厚見郡の調査によれば、

天保十一—十三年平均

加納町(要助以下絞油屋六軒)	一軒平均	二十三石六斗弱
御園町(治右衛門以下五軒)	〃	二十二石二斗弱
下齒部村(銀治以下三軒)	〃	四石四斗強
今嶺村(又右衛門)	〃	三石五斗三升三合
日置江村(勘右衛門以下二軒)	〃	八斗
東鶉村(三四郎以下二軒)	〃	四石二斗弱

の如く極めて零細なる生産額であつて、假令百姓の餘業として營まれたとしても、一年の絞油額が三石・四石に過ぎないとは餘りに少額である。かゝる三石・四石と記されてゐる絞油屋は主として賃絞り又は注文生産を行つたものとして始めて理解されるのである。當時同國石津郡牧田・澤田・多良村・本阿彌輪中村々の書付は³⁾「銘々燈油之儀ハ少々宛手作之種油屋に差出し賃メニ絞立相用并山寄之村方ニ而ハ冬分水油代リニ燈松を用ひ其外不足之分ハ最寄市場にて水油魚油を相求遣方に仕候」と述べており、多藝・安八・海西・中嶋・方縣・各務・土岐・

1) 製油錄、卷上

2) 3) 諸色調類集、水油生蠟之部第二册(寫本、京大經濟學部所藏)

可兒・加茂・武儀・羽栗・山縣郡惣代も同様の事實を述べてゐる。⁴⁾ しかも天保十四年美濃御料私領合せて凡三千六百六十六石の油が販賣されたが、その大部分は生産者近くの消費者に直接配給されたのである。

國中地賣	二、三一五石	遠州廻	二三五石
絞元近在	三六四石	三州廻	一五九石
江戸廻	二八〇石	尾州地賣捌	五九石 ⁵⁾
勢州地賣捌	二五四石		

以上を以て見れば美濃の絞油業は尙賃仕事乃至は手工業の段階に在つたものと考へる事が出来る。のみならず當時の我が國一般の農村も多きはかゝる事情にあつたものであらう。

(ロ)家内工業 以上の如き農村の場合に對して、主として都市の需要に應じてゐた攝津・河内・和泉の絞油業は完全なる商品生産であつた。是れは中世の山崎が既に商品生産の段階にあつた事⁶⁾から明かであるが、近世に於ては大阪の間屋の手に依つて多數の油が集められ各地に配給されたのである。試みに一年間の大阪の間屋の販賣額を左に掲げよう。⁷⁾

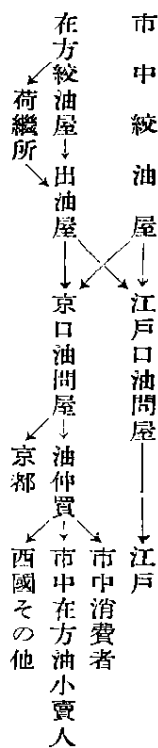
(文久十四年—文政九年平均)		東海道		六八石
江戸	二四、八四七石	攝津・河内・和泉、四國、中國、九州、北國	一四、三七五石	
京都	一六五石	莖油	一、〇八一石	
大阪	一八、九六〇石			

又原料たる茶種・綿實も遠く西國から茶種・綿實問屋の手を経て購入されたのである。寶曆度の記録によれば大阪

4) 前掲寫本
 5) 小野均、油商人としての大山崎神人(社會經濟史學、第一卷四號50頁)
 6) 水油一件(舊農商務省所藏、大阪市役所筆寫本)

芥菜種の産地には播磨・廣島・北國・肥前・平戸・嶋原・備前・備中・備後・豊後・筑後・肥後・薩摩・讃岐・伊豫があり、同じく綿實の産地には山城・和泉・攝津・關東・阿波・讃岐・伊豫・筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・薩摩・越後・因幡・伯耆・石見・播磨・美作・備前・備中・備後・安藝・周防・長門・紀伊・淡路・出雲・土佐・小豆嶋・兵庫・尼崎等があつた。かゝる多數の原料を消費して油を生産したのは大阪二百五十軒の菜種絞油屋・卅五軒の綿實絞油屋であり、攝河泉在方に散在する多數の絞油屋であつた。併し此等絞油屋も多くは小規模のものであつて、『大坂搾り屋仲間』の寄合親類の參會等には上田嶋南部嶋などの小袖を着用して僕もつれ家に歸ると其まゝ引ぬき古さしこの筒袖に繩帶をしめて働の雇人にまぢり槌打して稼なり」と述べられてゐる事によつても推察されるが、一年間の生産額は大阪市中絞油屋は一軒平均四十八石弱、泉州堺及在万の場合に就いて推算すれば一株平均三十一石となり、天保五年同絞油屋自らの見積りでは平均一軒六十六石である。又河内國石川郡喜志村水車稼傳兵衛は文政五年から九年迄平均一年百六十四石餘を生産してゐるが、之とて同じ水車利用の攝津菟原郡水車新田に比すれば尙小額である。

かゝる零細な絞油屋の生産物は總べて大阪の間屋に集中されたのであるが、その様態を簡単に圖示すれば次ぎの如くであつた。



近世絞油業の生産機構

8) 江戸御表江御召以來日記。大阪市史、第一卷771頁參照
 9) 前掲日記
 10) 製油録、卷上
 11) 幸田成友、江戸と大阪、290頁（大阪市中一年間の産額一萬三千六百石を菜種絞油屋二百五十軒綿實絞油屋三十五軒に平均したもの）
 12) 水油一件雜留抄録（舊農商務省所藏、大阪市政府所筆寫本）

(註)、かゝる形態は早くから見られるが、明和七年から天保三年の間に最も整ったのであつて、天保三年以後は江戸口・京口油問屋・出油屋合して一様の油問屋となり、油仲買は小賣となつた。寛政三年より文政五年迄灘日よりの江戸直積を許した事がある。

就中荷繼所なるものゝ存在は在方絞油屋が地方に散在してゐた爲であつて、嘉永七年河内では左の如くであつた。¹⁴⁾

	水車油稼株	人力油稼株			
石川郡	十三株	三十二株	志紀郡	五株	十株
錦部郡	八株	十二株	安宿郡	六株	九株
丹南郡	十株	三十八株	古市郡		四株
丹北郡	三株	十五株	澁川郡	三株	十株
高安郡	五株	一株	若江郡	二株	十四株
讃良郡	七株	二十二株	茨田郡		二十四株
交野郡	四株	二十四株	八上郡		一株
河内郡	十三株	十株	大縣郡		二株

かくの如く散在せる零細絞油業者と七軒の大坂出油屋との間には當然商人が仲介する様になる。それが荷繼所(出油荷繼所又は油寄せ屋)に外ならない。例へば寶曆の始め八尾之内別倉に弓削屋治郎右衛門、八尾寺内に小山屋惣兵衛、寶曆五年に久寶寺新田に井筒屋勘四郎、同六年には八尾新田に播磨屋治兵衛、又八尾寺内の平野屋長右衛門は寶曆頃、明和度には和泉貝塚に山泉屋彦兵衛、佐野に(不明)三右衛門・油屋平兵衛、安永の始めに平

13) 14) 私藏史料

野に綿屋九兵衛・粕屋又四郎、久寶寺新田川端に八幡屋九兵衛、久寶寺村に種屋太郎兵衛等が簇出したが、河内よりの出油荷繼所は安永七年より八尾の小山屋源藏・久寶寺新田の井筒屋勘四郎・平野郷の粕屋又四郎の三人に限られ、和泉では天明三年改めて尼崎屋儀兵衛によつて堺に二ヶ所貝塚佐野に一ヶ所宛荷繼所が願はれた。¹⁵⁾

併しかゝる荷繼所乃至出油屋が如何なる形態で絞油屋を支配してゐたかは明かでない。直接原料を支給する問屋制度が見られぬ事は、早くから種物問屋と油問屋とが別であつた事から當然であらうが、前貸金が興へられたか如何かも明かでない。併し八尾新田の出油荷繼所（在油寄せ屋）播磨屋治兵衛が平野町御堂筋の油仲買播磨屋孫兵衛の弟であつたり、泉州一國出油荷繼所を願ひ出た尼崎屋儀兵衛とは大阪出油屋日野屋佐兵衛方の奉公人につけた名前であつて、實は日野屋佐兵衛の願であつたと云ふ様な事情から考へると、商業資本が小規模生産者に進出して行つた事を想像するのは容易である。又出油屋も時に不正な取引を行つて在方絞油屋を壓迫した。例へば文政五年頃一石の口錢三匁の定であるのを出油屋申合せて十匁とし其の上掛り物と稱して代金から引き、又不正のさし竹を用ひたりした爲、文政五年油仲買播磨屋五助が在方絞油屋の爲に訴へ出た如きはその著例であらう。¹⁶⁾尤も關東に於て元治元年に地廻水油問屋十八軒が幕府に上申して、絞油屋に前金を貸與せんと計畫した事例がある。當時の書付の一節に、¹⁸⁾

『右に付在方穀商人は勿論、御當地穀物商人刺取と唱候もの等、油絞種物取扱不申様御任法被成下度、尤在々油絞稼之もの、種物買入之手支無之様、稼人分量に應じ、地廻油問屋共より、前金貸渡候とも、又は種物引當貸金いたし、若種物十分之作方に而、絞り種餘分之節は、御當地へ積廻、地廻油問屋買請、圍買候様取扱候は、非常之備行届可申……』

15) 16) 17) 出油屋書物一件(大阪市役所所藏)

18) 日本財政經濟史料、第七卷424頁

とあり、關東種物凡五萬石の内橋場御絞所、寄場御絞所兩者の入用一萬五千石を除けば約七萬兩の金額となるが、地廻油問屋廿軒が一軒三千五百兩宛互に融通して徐々に調達しようといふのであつた。但し之が實現されたか否かは不明である。

(ハ)工場制手工業 前述せし勞働行程の中に大阪の絞油業では作業場内の分業がかなりに進んでゐた事を「製油録」によつて紹介し乍ら、之を以て直ちに工場制手工業と斷定しなかつたのは、工場制手工業と規定し得る爲には一應勞働者の數や作業場内の道具の數を問題としなければならぬからである。不幸にして大阪に於ては此等を驗證すべき史料を見出さないが、此の問題を多少とも明かにする爲、項を改めて攝津菟原郡水車新田に於ける絞油業を詳細に紹介したい。

尙別に注意すべきは幕府が絞油を經營した事である。恐らく之は幕府自體が消費した油を絞つたのであらうが、他に賣出した事は天保十二年六月の「山口立亭上書」¹⁹⁾にも窺はれ、又水戸・尾張兩藩や旗本松平和之進等が種油を江戸で賣捌いた事²⁰⁾からも推察されよう。此の幕營の絞油が何時頃に始まるものか、天明四年の觸では御用油屋竹屋善三郎が御用油を絞つた²¹⁾と云ふから、その頃は無かつたのであらう。然るに寛政元年には石代金納であつた荏を當年より正納にて江戸廻となし淺草御藏納めにせよとの觸が出てゐるから、略々此の頃に幕營の絞油が始められたと見てよい。下つて天保五年の觸には茶種綿實御買上の言葉があり、²³⁾同六年の觸には本所御藏油絞所の名が、²⁴⁾同十四年の觸には橋場御用油手絞所及寄場役所の名が見えてゐる。²⁵⁾後の兩所の名は元治年間の觸にも見えてゐるから幕營の絞油は恐らく幕府瓦解の時迄続いたのであらう。しかも此等の兩絞所は可なり大規模のもの

19) 日本經濟大典、第四十七卷
 20) 諸色調類集、水油生蠟之部。徳川時代商業叢書、第三卷、諸問屋再興調第二
 21) 牧民金鑑、下卷416頁 22) 同書、418頁
 23) 同書、438頁 24) 同書、439頁
 25) 同書、442頁
 26) 日本財政經濟史料、第七卷414頁

であつて、元治元年には橋場御絞所御入用種物一年間五千石寄場御絞所御入用種物一萬石と云はれ、假に推算すれば前者は約七百石後者は約千四百石の油を生産してゐた事になり、後述の灘目以上の規模である。

(註)、日本財政經濟史料第七卷四二四頁によつて、種物の中菜種・花・胡麻等が六〇%を占め、綿實は四〇%とし、菜種・胡麻・花からは二〇%綿實からは五%油が垂れるとしての計算である。

尤も橋場御用油手絞所及寄場役所なる二つの絞油場の内容に就いては未だ之を明かにし得ないが、後述水車新田の場合と照合して略々マニユファクチュアであつたと推斷する事が出来よう。但し製品たる油は幕府乃至は旗本御家人が主として消費した事を忘れてはならぬ。

三 攝津菟原郡水車新田

水車新田とは現在神戸市灘區大石川(都賀川)の上流六甲川に沿つた一帯の狭い土地であつて、長さ半里餘幅員凡二十六間、又大土ヶ平とも稱せられてゐる。維新以前は一村をなし、専ら六甲川の水力を利用する水車を以て絞油業・精米業に従事し、耕作には殆ど見るべきものなき特殊の村落であつた。

寛延元年の檢地では、屋敷八反二畝六歩、下畑五反九畝廿七歩、林畑二町二反五畝廿四歩と記され、更に寶曆五年、十二年、安永八年、寛政十一年の檢地で各々高入となつた分は、屋敷一町一反二十六歩、下畑一町九畝十八歩、林畑四畝廿三歩であつて、寛政十一年に至る迄下畑は遂に一町七反を出でず、之に對して屋敷は一町九反餘、しかも本田は一坪もない村である。

27) 同書、424頁

1) 攝津國菟原郡水車新田檢地帳、明和元年大和右衛門筆寫(神戸市五毛、大和幾治氏所藏)

2) 攝津國菟原郡水車新田高反別小前帳(大和幸策氏所藏)

元來此の地は以前八幡村・篠原村・山田村・高羽村・河原村・鍛冶屋村之内太田村の六ヶ村の入會地であつたが、享保九年紀州那賀郡高野領神野庄野中村の郷士田林宇兵衛が享保八年以來菟原郡の新田開發を請負ひ、同九年代官平岡宛に水車新設を願ひ出たのに始る。その書付には³⁾

「乍恐御願奉申上候

一、拙者請負仕候新田之内六甲谷川筋ニ而水車六七輛相拵候ハ、車小家ニ而渡世仕候人數之肥しを以新田成就仕度奉存候ニと述べてゐる。同十五年に至つて代官久下藤十郎より水車十二輛に付運上銀三枚を以て許可となつたが、巖石多き嶮岨の谷間の爲に水車を建て得ず、その内二輛の水車場は八幡村市郎兵衛畑原村三右衛門に譲られ、他の十輛の水車場は享保十六年八部郡東尻池村利左衛門に譲られ、更に同廿年轉じて大石村七兵衛・仁助、五毛村次助、畑原村善十郎・新太郎・傳次郎に手に渡り、始めて建設に従ひ同年に五輛成就した。續いて元文四年に三輛、寛保二年に一輛、延享三年に一輛、寛延元年二輛、同三年二輛、寶曆二年一輛、同四年三輛、と増加して天明二年には廿五輛となつた。⁴⁾ 此等の水車がすべて絞油の爲のものである事は云ふ迄もない。尙此の外に米春用水用が嘉永二年に十五輛あつたが、それらは天明二年二輛、同六年五輛、寛政十二年一輛、文化十三年三輛、天保十四年四輛と建てられたもので、⁵⁾ 水車新田は元來絞油業を以て發達したものである。参考の爲に水車新田の家數・人別を左に掲げよう。¹²⁾

年	家數	人別
享保十八年	家數人別ナシ	
延享元年	九軒	九人
寶曆二年	十四軒	廿五人
		男 九人
		女 四人

3) 六甲谷川筋御運上水車目錄(大利幸策氏所藏)
 4) 6) 7) 9) 10) 水車新田古來手續書(大利幸策氏所藏)
 5) 六甲谷川筋御運上水車諸書物之控(大利幸策氏所藏)
 8) 江戸御表江御召以來日記
 11) 攝津國菟原郡水車新田高反別小前帳

明和元年	寛政元年	天保十三年	家數	廿軒	廿七軒	卅四軒	人別	四十三人	四十六人	八十二人	男	卅四人	卅四人	四十七人	女	九人	十二人	卅五人	
			ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ

此の水車新田に於ける絞油經營の規模・形態は如何なる状態にあつたか。先づ經營規模に就いて見るに、水車新田を中心とする灘目一帯は『灘目水車之儀ハ水力甚だ強く夫に準じ諸道具萬端至極丈夫に拵置』¹²⁾くと云はれ、單に菜種・綿實を水車の力で粉末とするばかりでなく、その水車も比較的強力であつたと云ふから、規模も概して大であつたと考へられる。既に寶曆四年の絞油額は菜種油凡三千六百二十二石七斗一升綿實油千九百六十九石八斗九升¹³⁾で、水車一輛に付約三百十石となる。又文化十年から文政八年へかけて五毛の大利家では毎年菜種千石前後綿實四一八萬石購入してゐるが、¹⁴⁾之を油にすれば約二百八十九石乃至三百五十三石である。更に天保五年灘より江戸へ積出した三萬千六百四十樽¹⁵⁾の油を假に灘目兩組水車八十一輛に割當てると平均三百九十石となる。以上の例を以てしても大阪・和泉・河内の人力或は水車絞油業に比して一段と生産額が大である事が明かである。しかも此等の生産額は原料の不足等の爲に、必ずしも充分なる生産力を發揮したのではなく、寶曆九年水車新田請負人の見積りでは水車一輛一年の生産力は四百十三石、¹⁶⁾文政十三年頃の灘目兩組請負人の見積りでは六百三十五石、しかも晝夜稼げば二倍となると云ふ。¹⁷⁾經營規模の比較的大なる事は容易に想像されよう。

(註一)、寶曆九年六月廿五日、一色安藝守へ口上の書付による。それによれば一年三百五十石、夏分百石は一日菜種六石六斗から油一石三斗八升絞り、残り二百五十石は一日菜種二石二斗綿實四百貫より各々油四斗六升及六斗四升を絞り、一年に四百十三石になるといふ。

12) 寛政十年の記録(大利幾治氏所藏、西濱村史所收)
 13) 江戸御表江御召以來日記
 14) 大利幾治氏所藏記録、水車新田の記録なるか五毛のそれか不明。
 15) 油寄所御用留(舊農商務省所藏、大阪市役所筆寫本)
 16) 江戸御表江御召以來日記 17) 水油一件雜留抄録

(註二)、水車一輛に立木平均六挺、その中四挺は菜種用、二挺は綿實用とし、一挺平均一日の菜種消費高一石二斗五升四挺で五石、油にして一石二斗五合となり、綿實消費高は二百貫二挺で四百貫、油にすれば六斗四升となる。兩者合せて一日垂油一石七斗六升五合一月で五十二石九斗五升絞ると云ふ見積りである。

然らばその経営形態は如何であつたか。先づ基本的作業の道具たる立木に就いて見ると、文政十三年六月の灘目兩組請負人の書付によれば水車一輛に付平均六挺である¹⁸⁾と云はれてゐるが、既に明和七年に立木五挺¹⁹⁾、文政二年に立木四挺を備へた作業場の記録があり、又所は異なるが住吉谷に現存する水車場には六挺の立木の設備せられた痕跡がある。作業場は概して大きく四間に十八間位の建物であり、之を含む屋敷は三畝十五歩を最少とし最大は八畝廿四歩、十二筆平均して六畝五歩と云ふ廣さであつた。²⁰⁾ 然らば其所に従業する労働者は何れ程の數であつたか。元文年間水車新田請負人の書付では水車一輛に付働人廿人餘と記され、又前掲明和七年の立木五挺の作業場の記録には、椀膳十二人前・ふとん十二疊・枕十・仕事着物三十等と記されてゐる。²¹⁾ 一作業場に從事する者十人乃至二十人とすれば、前掲の家數人別と合致しなくなるが、之は隣村からの『出店商賣』²²⁾或は他地方からの出稼等²³⁾を考へる事によつて解決されよう。尤も製油録が記す搾り人一人・添槌一人・親司一人・下働き二人合せて五人の労働者が一の作業場の數であるか如何かは明かでないが、搾り方(恐らく搾り人と添槌)は一日に菜種三石六斗絞る爲に立木三挺乃至四挺に就いて順次槌打して絞つた様である。²⁴⁾ かくの如く一作業場内の労働者は概して少數であるが、經營者の中には水車を六輛も所有するものがあり、又二輛所有のものは六人もあり、寛政頃の五毛の大利家の如く酒造・絞油・農業・金貸等を兼ねたものもあつた。²⁵⁾ 特に此等の絞油業者が天保三年の仕法改正以後

18) 前掲寫本 19) 水車一輛分道具付帳(大利幾治氏所藏)

20) 21) 古株水車一輛増株水車一輛道具帳(同氏所藏)

22) 攝津國菟原郡水車新田檢地帳 23) 諸事御届、元文四、五年(大利幸策氏所藏)

24) 水車一輛分道具付帳 25) 六甲谷川筋御運上水車諸書物之控

大阪商業資本の支配を離れて自ら江戸へ油を送り出した事は注目すべきである。

以上述べし事情を綜合すれば水車新田の絞油業は零細乍らも工場制手工業の段階にあつたものと考へる事が出来る。尙水車新田と略々同様の條件にある住吉川上流にも水車の聚落が見られる。其所に於ける絞油業の状態も、恐らく水車新田に匹敵するものであつたらう。

最後に、水車新田に絞油業が發達した地理的契機を考へるに、その一は自然力の利用であり、他の一は交通の利便である。自然力の利用は當時の如く生産力の停滯的であつた時代には極めて重要であるが、此の水車の利用も絞油の準備工程に於てあつて、絞油の基本的作業は舊態依然たる手工労働であつた。此の點に幕末頃より絞油用水車が次第に酒造米の精白用に轉化する理由が見られる。大正初年では水車四十輛すべて精白用となつてゐる。²⁶⁾寧ろ同様の水車であり乍ら河内のそれに比して生産規模がより大であつた事は、近くに海岸を控へ原料・製品の輸送に極めて便宜であつた爲と思はれる。沿岸航路による運輸が我が國近世の交通史上最も重要な役割を占めてゐた事は今更論すべくもない。勿論此等の契機の背後に一般的には徳川中期以後の國內市場・商品生産の發達、特殊的には大阪を中心とする絞油業の傳統が存してゐる事を忘れてはならぬ。

四 絞油屋仲間

我が國近世の商工業が各々仲間を組織してゐた事は周知の事實であるが、絞油業者も亦多くは仲間を形成してゐた。併しそれ等は時代・地方によつて色彩を異にし、又明瞭な仲間を見出しえない地方もあつた。例へば河内

- 26) 明治時代大阪の絞油労働者は『酒屋ノ百日男ト稱スルモノ、如ク其必要時ニ限リ雇入』と云はれてゐる。(大阪商業史資料卷二十七、大阪商工會議所所藏)
27) 製油録、卷上
28) 水車新田古來手續書
29) 大和五右衛門、歲中行事極書 (大和幾治氏所藏)
30) 灘誌、16頁

の如きがそれである。河内では前述の如く多數の絞油業者が散在してゐたが、仲間の存在を明かにしえない。併し仲間的活動が全然見られなかつたかと云ふと必ずしもさうではない。嘉永七年頃に石川・錦部・丹南・八上郡の水車人力油稼業者百十三株の者が、八朔毎に奉行・家老・用人・同心等に御禮金として貳兩貳歩を納め、その入用を負擔してゐた如きがある。¹⁾河内の絞油業者は農村に廣く散在してゐたのであるから、仲間の成立は必ずしも容易でなかつた事は推察される。和泉に就いて見るに、堺市史所載の絞油屋取締帳に堺市中並に泉州四郡を含めて仲間と稱してゐるが、果してその様な仲間が實在してゐたか、或は堺市中三十四町の絞油屋が別に仲間をつてゐたか、²⁾此の點は明かでない。絞油屋取締帳を見ても殆ど幕府の取締簡條を忠實に守るべき旨を述べてゐると思はれるものが多い。併し農村でも仲間が形成されてゐた事は近江蒲生郡の絞油屋五十一軒が一の仲間を作つてゐた事によつて知られる。³⁾又攝津では灘目水車油稼兩組と稱して二の仲間があつた。一は水車新田であり、他の一は明和七年大阪京橋五丁目の日野屋庄右衛門が請負人となつて出來た武庫・菟原・八部三郡油稼水車六十一株である。⁴⁾後者に就いては之を明かにすべき史料はないが、前者に於ては既に享保廿年に油屋治助以下五人が仲間定書を作つて連印してゐる。⁵⁾大阪では明和七年株が許可せられたが、仲間の實情を知り得る史料は見當らない。併し前述せし如く製油録に『大坂絞り屋仲間の寄合』とある事からも、仲間の存在は疑ふべくもない。

以上の如き絞油屋仲間を考察するに當つて先づ注意すべきは、株と稱せられてもそれを直ちに株仲間の株と同視しえない事である。河内の例がそれであり、又天保三年の改革によつて播州一國に絞油屋百株が設けられた如きは、殆ど幕府の一方的意志を以て設定せられ、それらの株を以て直ちに株仲間の存在を推定し得ないのであ

1) 私藏史料

2) 堺市史、第六卷890頁

3) 水油一件雜留抄録には堺人力絞油屋年行事、泉州四郡水車人力絞油屋惣代の名が見える。

4) 人力油株作法帳(八幡町役場所藏)

5) 水車新田古來手續書

る。併し如何なる形態にせよ株によつて營業が特權化すれば、營業者は當然その權利を擁護しようとする事は明かであらう。近江一國の油稼株は安永二年京都町奉行より定められたが、天明三年には同國蒲生郡油屋株仲間五十一軒之内八幡組八軒が、左に擧ぐる如く無株にて油稼・菜種賣買・油小賣をなす者を排除せんと定めており、しかもそれ以外には殆ど見るべき規約がないといふが如きはその例である。

一、無株ニ而油稼致候者有之候ハ早速差留可申候其上聞入不申候而油稼致候ハ京都御番所に御訴可申上事

一、無株ニ而油稼之儀ハ御他領たり共仲ヶ間一統申談五ニ最寄ノ差留其上不聞蒲油稼致候ハ其段右御番所江御訴可申上事

一、無株ニ而菜種其外絞種取扱賣買致候者有之候ハ、右同様可致事

一、無株ニ而油小賣致候類有之候ハ、右同様可致事

之は云ふ迄もなく仲間外の競争者の出現を阻止しようとしたもので、株仲間として最も重要な獨占・權益擁護機能に外ならない。⁶⁾ 水車新田ではかゝる規約は見られぬが、同様の傾向を有してゐた事は『拵又此後油商賣人出來候而申合之連申江入中度仁有之者祝儀爲樽代銀三枚持參可致候縦連中之内親類兄弟にても要捨致間鋪候』⁹⁾なる規約によつても明かである。水車新田白體では享保十二年の十二株から廿五株（但しその中五株は天明二年武庫菟原八部三郡六十一株から譲りうける）に増加してゐるが、既述の如く新田以外の絞油屋は極力壓迫してあり、¹⁰⁾ 早く寶曆十一年三月に八部郡石井村水車五輛鳥原村水車一輛荒田村水車一輛が同年春から専ら綿賣油稼をしてゐたのを停止せしめんとして訴へ、その目的を達してゐる。¹¹⁾ 同様の事實は大坂絞油屋仲間にも見られるが、その一例として文政六年播州三草藩領内の手絞人六人のものが大坂菜種絞油屋仲間へ『手作菜種手絞致度』¹²⁾いが『絞立候油は自分燈料之外不殘大坂表出油屋へ爲積發賣拂可申候小賣油之義は勿論縦令親類之内別居なり共差遣隱賣決而仕出敷：

6) 攝州菟原郡六甲谷水車定書(大利幸策氏所藏)

7) 人力油株作法帳

8) 富本又次、株仲間の研究參照

9) 攝州菟原郡六甲谷水車定書

10) 拙稿、近世絞油業の發達(本誌、第四十六卷六號)

11) 江戸御表江御召以來日記

』と云ふ一札を入れてゐる如きがある。¹²⁾

かくの如く仲間外の競争者を極力排除したのであるが、更に仲間内の競争を阻止しようとしてゐるものもあつた。水車新田に於て原料購入・生産制限・労働者・生産設備等に就いて仲間内の者が互に協同せんとしてゐるのは即ちそれである。¹³⁾ 左にそれらの規約を列挙しよう。

(一) 先づ原料購入に際して問屋口錢を二分以下とし〔綿實問屋口錢之儀何方にても貳分より外は増買中間鋪事〕綿實の買口は一般に自由であるが、一定の場所では仲間平等に買ふものとしてゐる。〔綿實買口之儀何方にても連中之内立合次第割取可申事、但大石濱八幡濱新在家濱は此三ヶ所にて買候綿實之儀ハ連中へ平等に割取可申候〕同様の事例は若狭下中郡桐油屋仲間でも見られる。¹⁴⁾

(二) 更に綿實高直の際には生産制限をして對抗せん事を定めてゐる。〔一、綿實高直に付事留相談之節綿實多所持之仁有之候も連中之相談相背間鋪事、一、連中申合事留之内車廻し申仁有之候ば爲過料銀五十日きつと出し可申事〕

(三) 労働者に對しては互に熟練せる者の争奪を警め、賃銀も連中申合せ以上増す事を禁じてゐる。〔一、油屋商賣働人之儀仕事になれ申者抱可申候連中之内に相勤居中者内證にて抱申間鋪候若連中之内に勤候者家を替り勤申度よし申候はゞ先方へ委細相尋相對之上相抱可申事。一、働人賃銀之儀連中申合之外相増雇被申候仁有之候連中として其勤人早速出し可申候〕

(四) 生産設備に就いては互に他のそれを妨害せぬ事を期してゐる。〔一、車場所の内道筋井手溝手共破損節は連中立合修覆可致事、一、銘々間壁合壁其外空地何れの所にても仲間内車場并干場等に影さし候様に致間敷候自然當分構成不申と取極させおくと仲間之内より構申よし願有之候はゞ早速地主より伐取可申候若違亂有之候はゞ連中見分之上仲間伐取可申候〕

12) 出油屋書物一件(寫本、大阪市役所々藏)

13) 攝州菟原郡六甲谷水車定書

14) 下中郡油屋仲間帳之寫、若狭國遠敷郡諸記錄(黒正博士所藏)

尤も以上の如き規約は之を仲間の連帶的精神の端的な現れであるとなす事も出来るが、他面所謂仲間の單意性が弱化したればこそかゝる規約が生れたとも考へられるのである。

以上考察せし事例によつて仲間が仲間内外の競争を極力阻止せんとした事が明かとなるが、併し之を以てすべての仲間を通じての機能であるとするのではない。株仲間の機能が時代と共に推移する事情は宮本又次氏が適切に述べられてゐる如くである。¹⁵⁾ 唯少くとも上例の場合（八幡組仲間作法帳 天明三年・寛政四年。水車新田 享保二十年・寶曆三年。下中郡油屋仲間定 天保四年）は商品生産は可なり發達した時代であり、株仲間も成熟期のそれであつたと考へられるのである。尤も發展期株仲間に強く現れる調整機能・信用保持機能¹⁷⁾が全然見られぬと云ふのではない。かゝる規約は下中郡の油屋仲間に一二見られ、堺・泉州在々の絞油屋仲間の規約も幕府の取締に従ふといふ色彩の強いものであつたが、尙調整機能を果たすものと見られるものが多い。¹⁸⁾

（註）、『一、油實小買油小賣に至る迄高利不宜仲間相談之上買賣可致候事。一、油實（中略）下直成直入致し候而は山元之差支に相成仲間不法之事。一、粕之義（中略）得意先へ不足候節は仲間融通致し先方手支不申様可致事』¹⁹⁾

最後に、絞油屋仲間が灘目兩組に見られる如く運上冥加金の請負團體の役割を果し、又堺泉州の場合を始め多くの仲間に見られる如く、公儀法度を守り各營業に對する幕府の仕法を仲間として違背せざる旨を規約し、²⁰⁾ あたかも農村の五人組同様の機能を有してゐた事を注意しおきたい。

む す び

近世絞油業の勞働行程は比較的單純であつたが、經營形態としては賃仕事・手工業・家内工業・工場制手工業

15) 宮本又次、株仲間の研究、271頁

16) 同書、157頁

17) 同書、參照

18) 堺市史、第六卷、890頁

19) 下中郡油屋仲間帳之寫

20) 泉州堺を始め、水車新田、近江蒲生郡の仲間に見られる。

が存在してゐた。尤も此等の形態の内部機構を各々明かにして相互に比較する事は出来なかつたが、少くとも生産額に於ては次ぎの如く明かに區別する事が出来る。

	一經營一ヶ年の絞油額
美濃厚見郡	三・四石——二十石
和泉	三十石——六十石
大阪	四・五十石
河内水車油塚	百六十石餘
水車新田	三百石——六百石
橋場御絞所	七百石
寄場御絞所	千四百石
	賃仕事・手工業
	家内工業
	工場制手工業

勿論此等の經營形態が各その發生の時代を異にした事は云ふ迄もない。賃仕事・手工業が近世以前からのものである事は容易に推定されるが、家内工業は少くとも近世に入つて問屋が成立してからのものであり、更に工場制手工業の發生は水車新田では享保度であり幕營のものは寛政度以降であつた。併し此等の經營形態は賃仕事—手工業—家内工業—工場制手工業と云ふ様に繼起的段階として近世絞油業が機械的に經過したものではなく、工場制手工業の出現後も尙賃仕事・手工業の存在が見られた。併し此の事實は此等の諸形態を二つのグループに分ける事によつて容易に理解されよう。即ち美濃の賃仕事・手工業としての絞油業は尙自然經濟を完全に脱しきらぬ地方市場に依存したものであり、それに對して攝・河・泉の家内工業・工場制手工業は主として都市を市場としたものであつたと考へられるのである。

(附言) 尙近世の絞油業者が各地に於て各々仲間を形成し、仲間内外の競争を阻止して主として自己の權益擁護に努めた事を紹介したが、此の點に就いては史料も整はず考察も不充分である。再考を期するつもりである。